

- (1) 代議員の3分の1以上の要求がある場合
- (2) 執行部会が必要と認める場合
- (3) 生徒会長が必要と認める場合

第25条 代議員会において、執行部員の発言は認めるが、議決権はこれを有しない。

第26条 議長が必要と認めるときは、参考人の出席を求めることができる。

第5章 執行部会

第27条 執行部会は、本会運営全般における執行機関であり、生徒総会・代議員会の決議及び規約に基づく細部の企画をなし、これを執行する。

第28条 執行部会は、生徒総会・代議員会の決議及び会則の目的を達成するために、諸指令を発することができる。

第29条 執行部会は、第5条に規定する本会役員をもって構成する。なお、この会の部長・副部長は、生徒会の会長・副会長がこれを兼ねる。

第30条 代議員会の決定に基づく執行部会の細部の決議は、代議員会の承認を受けなければならない。

第31条 執行部長の改選に際し、新執行部員が活動を開始するまでは、旧執行部員が継続して、任務を執行する。

第32条 執行部会は、運営が困難と判断した場合は、代議員会の総議席数の3分の2以上の承認を得て辞任できる。

第6章 学級生徒会

第33条 学級生徒会は、学級生徒会員で構成され、生徒会活動の最も責任ある単位である。

第34条 学級生徒会は、次の事項について審議決定する。

- (1) 学級に関する事項
- (2) 執行部会、代議員会から提示された事項
- (3) その他

第35条 学級生徒会には、次の役員をおく。

総務・副総務（各1名）、会計委員、代議員、体育部員、保健部員、通学部員、校紀部員、美化部員、ホームルーム運営委員、学習部員、新聞部員（以上各2名）、図書部員（1名）、放送委員（原則として1名）。ただし、代議員は、総務・副総務が兼務する。

第36条 学級生徒会役員は、各学期の初めに学級生徒全員の互選により決定する。ただし、1年生の前期の役員は、担任が指名することもある。

第37条 学級生徒会役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 総務は、学級を代表して、学級に関する諸事項を行う。
- (2) 副総務は、総務を補佐し、書記の任務を行う。
- (3) 会計委員は、学級の会計を行う。
- (4) 代議員は、学級を代表して代議員会に出席する。
- (5) 体育部員は、学級の体育に関する諸事項を行う。
- (6) 保健部員は、学級の保健に関する諸事項を行う。
- (7) 通学部員は、学級の通学に関する諸事項を行う。
- (8) 校紀部員は、学級並びに学校の校紀に関する諸事項を行う。
- (9) 美化部員は、学級並びに学校の美化と環境整備に関する諸事項を行う。
- (10) ホームルーム運営委員は、学級担任と協議してホームルームの運営を行う。
- (11) 学習部員は、学級の学習の向上に関する諸活動を行う。
- (12) 図書部員は、学級並びに学校の図書に関する諸事項を行う。
- (13) 新聞部員は、学校新聞の編集・発行を行う。
- (14) 放送委員は、学校行事等の放送に関する諸事項を行う。

第38条 学級生徒会は、必要に応じて総務が招集し、議長は総務がこれに当たる。

第7章 専門部会

第39条 専門部会は、学級生徒会の各委員の代表によって構成される。

第40条 専門部会には、体育部会・保健部会・通学部会・校紀部会・美化部会・学習部会・図書部会・新聞部会・放送部会をおき、各部会では、部員の互選によりそれぞれ副部長を決定する。

第41条 各専門部会は、第37条に準じて、生徒会全体における専門活動を行う。

第8章 文化局及び体育局

第42条 文化局及び体育局は、それぞれの局に属する各部・同好会により構成され生徒会活動を推進する。

第43条 文化局長・体育局長は、執行部員の中から会長が任命し、代議員会の承認を得る。

第44条 文化局会及び体育局会は、それぞれの局長が必要に応じて招集する。この際、局長は議長を兼任する。

第9章 予算委員会及び予算案

第45条 予算委員会は、会長、副会長、執行部員によって構成される。